

## 1. 学芸員の資格・養成について【法第5条・第6条関係】

- 学芸員資格制度の在り方の見直しに当たっては、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するとともに、大学の設置する養成課程の状況や現場のニーズ、有資格者数と就職者数とのギャップ、就職後のキャリアパス等の課題を総合的に検討する必要があることから、**拙速な議論を避け、中長期的な課題として、引き続き博物館部会において検討**するものとする。
- 学芸員補については、上記の議論とは別に、制定時からの社会的環境の変化により、少なくとも現状に合わせた更新の必要がある。現在の**活用の実態と改正による行政上の影響等について、地方公共団体へ調査するなど、影響を評価**した上で、再度議論を行ってはどうか。

他方で、登録制度の刷新に伴い、以下の点については対応が必要。

## 2. 学芸員の配置・有資格者の活用について【法第4条、新審査基準、望ましい基準等関係】

- 新たな審査基準の項目のひとつとして、**館長に求められる資質や学芸員の配置、その他専門的職員の配置等の在り方**については、再度検討する必要がある。
- 登録制度と関係して、中核となる館を中心としたネットワークの形成を検討するに当たっては、専門人材を複数館で共有することや、有資格者を活用して博物館に関与する者を増やす方策を具体的に検討してはどうか。

## 3. 学芸員及び博物館職員等の研修・資質向上について【法第7条関係】

- 中核的職員としての現職の学芸員をはじめとする博物館職員の資質の向上のもとに活動を充実させることは喫緊の課題。各研修主体の役割分担のもと、**現職研修の一層の充実**を図ることが必要である。
- 登録制度の**審査内容の変更に伴う都道府県等職員への研修**が必要となる。

## ○博物館法（昭和26年法律第285号）

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
  - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあったもの
  - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

## ○博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）

（職員）

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

## ○ 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

### 第一章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

（博物館実習）

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

### 第二章 学芸員の資格認定

（略）

## 1 設置

### 1.1 設置根拠及び永続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること

### 1.2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること

## 2 経営

### 2.1 使命の明確化

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること

### 2.2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること

### 2.3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組みを有し、経営状況の透明性が確保されていること

### 2.4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること

### 2.5 利用条件

・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること

・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること

## 3 資料

### 3.1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること

### 3.2 収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること

### 3.3 資料管理・活用

資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること

## 4 調査研究

### 4.1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること

### 4.2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元さ

れていること

## 5 展示

### 5.1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること

### 5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること

## 6 教育普及

### 6.1 方針・計画

博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること

### 6.2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること

## 7 職員

### 7.1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること

### 7.2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員(専門的職員)が配置されていること

### 7.3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

### 7.4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること

## 8 施設設備

### 8.1 施設・整備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること

### 8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること

### 8.3 快適性・利便性の向上

多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること

## 9 連携協力

### 9.1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること

## 博物館法第5条第1項第1号、第2号

大学に2年以上在学し、  
62単位以上修得

学芸員養成課程  
〔所定科目を修得〕

学士の学位を  
取得

学士の学位を  
未取得

学芸員補としての  
勤務経験3年以上  
(社会教育主事、司書 等)

## 博物館法第5条第1項第3号

博物館法施行  
規則第5条

- ・学士の学位を有する者
- ・大学に2年以上在学、  
62単位以上を修得し、学  
芸員補としての勤務経験  
が2年以上の者

〔社会教育主事、司書、  
教育委員会、学校、  
社会教育施設 等

等

博物館法施行  
規則第9条

- ・修士若しくは博士の学位等を有し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・大学で博物館に関する科目を2年以上教授し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・次に該当し都道府県教育委員会の推薦する者
  - －学士の学位を有し、学芸員補としての勤務経験が4年以上の者
  - －大学に入学できる者で、学芸員補としての勤務経験が8年以上の者 等

試験認定

〈法定8科目  
+ 選択2科目〉

学芸員補としての  
勤務経験1年以上

文部科学大臣が  
認定

審査認定

〈書面審査+面接〉

合格者(R2年  
度):69名

合格者(R2年  
度):47名

学芸員資格を取得

# 学芸員資格認定合格者数

## 1. 試験認定合格者数

単位：人（ ）内は出願者数

号	受験資格(博物館施行規則第五条)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一	学士の学位を有する者	77 (101)	79 (102)	62 (79)
二	大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職(法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。)にあつた者	2 (2)	3 (3)	2 (2)
三	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者	2 (3)	2 (2)	1 (1)
四	四年以上学芸員補の職にあつた者	1 (1)	2 (2)	4 (5)
五	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		82 (107)	86 (109)	69 (87)

## 2. 審査認定合格者数

単位：人（ ）内は出願者数

号	受験資格(博物館施行規則第九条)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一	学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者	12 (20)	9 (23)	28 (35)
二	大学において博物館に関する科目(生涯学習概論を除く。)に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者	0 (2)	0 (2)	0 (1)
三	次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者 イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者 ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者 ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者 ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者	10 (16)	10 (15)	19 (26)
四	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者	0 (2)	0 (4)	0 (1)
計		22 (40)	19 (44)	47 (63)

# 学芸員の配置数

	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人	その他	計
<b>登録博物館</b>											
0人	...	...	16	140	21	3	—	...	61	15	256
1人	...	...	2	74	17	1	1	...	88	4	187
2人	...	...	5	60	17	—	—	...	50	6	138
3人	...	...	13	35	7	—	—	...	35	4	94
4人	...	...	12	38	—	—	—	...	12	2	64
5人	...	...	10	20	—	—	—	...	10	1	41
6人～10人	...	...	40	42	—	—	—	...	18	1	101
11人以上	...	...	25	7	—	—	—	...	1	—	33

<b>相当施設</b>											
0人	—	9	32	69	5	—	—	—	17	42	174
1人	—	7	1	13	7	1	—	—	6	40	75
2人	—	2	1	13	2	1	—	—	4	22	45
3人	—	3	4	12	—	—	1	—	2	6	28
4人	—	—	—	3	—	—	—	—	—	5	8
5人	—	—	—	3	—	—	—	—	1	7	11
6人～10人	—	3	5	1	—	—	—	—	2	3	14
11人以上	—	6	3	2	—	—	—	—	1	5	17

<b>類似施設</b>											
0人	151	30	201	2,082	701	128	—	—	100	453	3,846
1人	—	4	11	144	86	6	—	—	25	72	348
2人	2	1	10	73	18	2	—	—	7	27	140
3人	2	2	4	36	2	—	—	—	1	11	58
4人	1	—	4	7	3	—	—	—	2	2	19
5人	—	1	1	4	—	—	—	—	—	3	9
6人～10人	1	2	4	12	—	—	—	—	2	5	26
11人以上	1	—	3	—	—	—	—	—	1	1	6

# 学芸員補の配置数

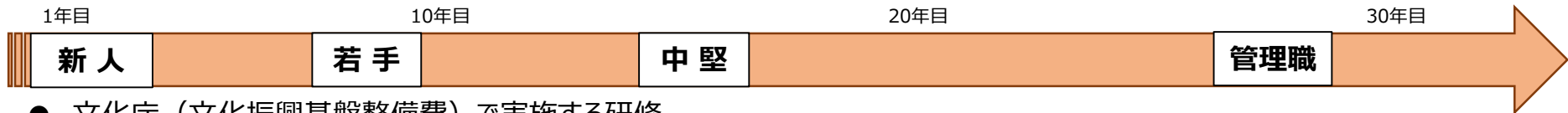
	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人	その他	計
<b>登録博物館</b>											
0人	...	...	117	403	59	3	1	...	244	31	858
1人	...	...	2	10	2	1	—	...	21	—	36
2人	...	...	1	3	1	—	—	...	3	—	8
3人	...	...	1	—	—	—	—	...	4	1	6
4人	...	...	—	—	—	—	—	...	1	—	1
5人	...	...	2	—	—	—	—	...	1	—	3
6人～10人	...	...	—	—	—	—	—	...	—	1	1
11人以上	...	...	—	—	—	—	—	...	1	—	1

<b>相当施設</b>											
0人	—	27	46	112	13	2	1	—	29	116	346
1人	—	2	—	—	1	—	—	—	3	7	13
2人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
3人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
4人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6人～10人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	3
11人以上	—	1	—	1	—	—	—	—	1	4	7

<b>類似施設</b>											
0人	157	40	237	2,346	801	136	—	—	134	544	4,395
1人	1	—	1	8	7	—	—	—	4	20	41
2人	—	—	—	3	1	—	—	—	—	3	7
3人	—	—	—	—	1	—	—	—	—	2	3
4人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
5人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
6人～10人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	3
11人以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。  
 その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。



- 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

### 【博物館学芸員専門講座（3日間）】

学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

### 【博物館長研修（3日間）】

新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。

### 【学芸員等在外派遣研修（3か月～1年）】

学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。

### 【ミュージアム・マネジメント研修（3日間）】

事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。

### 【ミュージアム・エデュケーション研修（5日間）】

現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わることが出来る人材を育てる。

### 【全国博物館長会議】

日本博物館協会と文化庁の共催

※上記以外にも、文化庁及び関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます。

（参照）[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bi\\_jutsukan\\_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bi_jutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf)

令和2年度 学芸員・文化財保護専門技術者等の研修会等一覧（文化庁等関係）

（令和2年7月現在）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催時期・期間等は今後変更の可能性がある。

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
博物館長研修	主として登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の館長・副館長等に就任して2年未満の者 50名	新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。	令和2年 9月30日（水） ～10月2日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
博物館学芸員専門講座	登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員で、勤務経験が概ね7年以上で指導的立場にある者 50名	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	令和2年 12月9日（水） ～12月11日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・マネジメント研修	①博物館の管理職（事務・学芸とも） ②地方公共団体の博物館行政担当職員 25名程度	博物館の管理運営に関わる職員を対象に、企画及び管理運営に必要な専門的知識ならびに博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。	令和2年 12月16日（水） ～12月18日（金）	東京国立博物館附属 黒田記念館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・エデュケーション研修	博物館に勤務する学芸員等 25名程度	博物館の現職学芸員等を対象に、教育普及を企画・運営するために必要な知識・技能を習得する研修を行う。	【前半】令和2年 10月7日（水） ～10月9日（金） 【後半】令和3年 2月8日（月）・9日（火）	【前半】 東京都美術館（予定） 【後半】 葛飾区郷土と天文の博物館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
【実施可否検討中】 ＜委託事業＞ 学芸員等在外派遣研修	博物館の学芸員等専門職員 若干名	博物館に勤務する学芸員又は学芸員補を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な博物館における展示、教育普及活動及び博物館行政等に関する調査を行わせ、その研修成果を国の博物館施策に反映させるとともに地域の学芸員等専門職員の研修・職務において有効に活用させる。	3ヶ月～1年	—	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
文化財行政講座	地方公共団体等の文化財行政担当職員等 で、経験年数3年未満の者  70～80名程度	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修	令和2年 11月18日(水) ～11月20日(金) (予定)	文化庁	文化庁資源活用課	専門官付
「文化財保存活用地域計画」 研修会	地方公共団体等の文化財行政実務担当職員 等  100名程度	「文化財保存活用地域計画」の策定に必要な事項、実務上の課題、事例紹介に関する研修(実地研修含む)	未定	オンライン配信(予定)	文化庁地域文化創生本部事務局	広域文化観光・まちづくりグループ
歴史民俗資料館等専門職員 研修会	歴史民俗資料館、教育委員会等で資料(文化財を含む)の保存と活用にあたる専門職員 で、原則として勤務経験5年未満の者  50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集・保存、公開等に必要な専門的研修を行う。	令和2年 11月(予定)	国立歴史民俗博物館	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 指定文化財(美術工芸品)企 画・展示セミナー	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館 等の学芸担当者  25名程度×2会場	有形文化財(美術工芸品)の公開に関する専門的知識・ 技能の研修を行う。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 文化財(美術工芸品)修理技 術者講習会	文化財(美術工芸品)の修理に携わる事業者等 の技術  30名程度	文化財(美術工芸品)の修理に関わる専門的知識等の研 修	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 国宝・重要文化財(美術工 芸品)防災・防犯対策研修会	教育委員会および博物館等施設の防災・防犯 対策担当者  100～150名程度	都道府県教育委員会や美術館・歴史博物館の職員等 に対し、国宝・重要文化財(美術工芸品)等の効果的な 防災・防犯対策及び国庫補助事業の説明並びに文化財 保護法上必要な手続きについての研修を実施し、文化財 の適切な活用、保存及び継承を図る。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
美術刀剣刀匠技術保存研修会	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者  10名程度	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者を対象に、日本刀に対する正しい基礎知識及び鍛錬技術の研修を行い、もって一層の技量の向上を図り、併せて刀匠としての意識の涵養を図る。	令和2年 10月13日(火) ～10月20日(火)	備前長船刀剣博物館	文化庁文化財第一課	調査係
銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会	(登録事務協議) 銃砲刀剣類登録事務担当  各都道府県から1名  (実技講習) 登録審査委員  各都道府県から2名	銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)に規定する、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式鉄砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録に当たっての鑑定に関し、実技講習を行うことにより、登録審査委員の資質の向上を図り、もって銃砲刀剣類の登録事務のさらなる円滑化を図る。	秋ごろ(予定)	東京都内	文化庁文化財第一課	調査係
埋蔵文化財担当職員等講習会	地方公共団体、公益法人等の埋蔵文化財担当職員等	発掘調査に当たり開発事業者等との協議を担当する地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等に、埋蔵文化財行政に必要な知識を習得させることにより、円滑な発掘調査の実施を図ることを目的とする。	令和2年 8月26日(水)	オンライン開催(予定)	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化財マネジメント職員養成研修	地方公共団体、法人調査組織の文化財専門職員  120名程度	文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の策定するうえで、各地方公共団体において、文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存と活用を企画・立案する専門的な人材を養成することを目的とする。	①令和2年 9月8日(火) ～9月11日(金) ②令和3年 2月16日(火) ～2月19日(金)	①神奈川県 ②福岡県	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化的景観保護実務研修会	地方公共団体文化財保護担当部局ほか関係部局の担当者等	文化的景観保護制度にかかる説明及び文化的景観保護にかかる取組の紹介の説明を行い、もって制度の理解促進を図る。	令和2年 8月～9月(予定)	東京都内	文化庁文化財第二課	文化的景観部門
登録有形文化財(建造物)事務担当者連絡会	地方公共団体の文化財行政担当者  120名程度	登録有形文化財建造物にかかる事務手続きの説明や保存活用にかかる取組の報告などを通じて、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。また現地見学会を通して、保存活用についての実例等を学ぶ。	令和2年 10月20日(火)	文化庁	文化庁文化財第二課	登録部門(建造物)

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【中止】 伝統的建造物群保護行政研 修会  (基礎コース)	地方公共団体の職員及び伝統的建造物群の 保存に関わる専門家・技術者等  40名程度	伝統的建造物群保存地区に関わる職務遂行に必要な基 礎的事項に関する研修	—	—	文化庁文化財第二課	伝統的建造物群 部門
【不開催】 伝統的建造物群保護行政研 修会  (実践コース)	伝統的建造物群保存地区制度を導入している 地方公共団体の職員で、2年以上の実務経 験を有する者  40名程度	伝統的建造物群の保存に関わる諸問題に的確に対応する ために必要な専門的事項に関する研修	—	—	文化庁文化資源活用課	伝統的建造物群 部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会  (普通コース)	文化財建造物修理工事の設計または施工の監 理等の実務経験を有する者  20名程度	文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な 知識及び技術の研修 ※前期・後期の計2か年で開催。令和2年度は前期を実 施。	未定 ※例年8月下旬 ～9月上旬	未定	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会  (上級コース)	同上で普通コースを受講した者  20名程度	国宝等の文化財建造物保存修理工事の主任技術者とし て必要な知識及び技術の研修	(令和2年度は普通コースを 開催のため、上級コースは開 催しない。)	—	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
【実施可否検討中】 文化財建造物保存修理関係 者等連絡協議会	都道府県の文化財建造物担当者及び文化財 建造物修理主任技術者  人数未定	重要文化財建造物保存修理事業等の適正な遂行を図る ため、技術上の総括的な指揮監督にあたる者と事業に伴う 技術的諸問題について協議をし、もって修理技術の向上と 設計監理業務の円滑な実施を図る。	令和2年 10月19日(月)	東京都 (東京国立博物館平成 館大講堂)	文化庁文化資源活用課	修理企画部門

※この他「文化財を中核とする観光拠点形成に向けたオンライン講座」を文化庁HPにて公開 ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kankokyoten\\_koza/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kankokyoten_koza/index.html))

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【実施可否検討中】 学芸員専門研修アドバンス・コース	自然科学系博物館等の学芸員等専門職員	自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象に、一層の資質向上を目的として高度な内容の研修を行う。	令和2年 11月9日(月) ～11月12日(木)	国立科学博物館 筑波研究施設 上野本館	独立行政法人 国立科学博物館	学習課
	20名					
【不開催】 美術館を活用した鑑賞教育の 充実のための指導者研修	① 小・中・高等学校教員(国公立校、私立校全ての教員) ② 美術館学芸員 ③ 指導主事	鑑賞教育の重要性を踏まえ、全国の教員と美術館の学芸員などが一堂に会してグループ討議等を行うことにより、美術館を活用した鑑賞教育の充実及び学校と美術館の一層の連携を図る。	—	—	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
	80名程度					
独立行政法人国立美術館キュレーター研修	公私立美術館の学芸担当職員	公私立美術館の学芸担当職員(学芸員資格を有する者)を対象とした研修を実施し、その専門的知識及び技術の向上を図る。	4月1日～翌年3月31日の期間で研修生の希望を踏まえ、受入館が承認した期間とする。	・東京国立近代美術館 ・京都国立近代美術館 ・国立西洋美術館 ・国立国際美術館 ・国立新美術館	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
	若干名					
博物館・美術館等の保存担当学芸員研修	国公立博物館・美術館等に勤務する保存部門の担当者又は教育委員会等に勤務する社寺等の資料の保存担当	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習を行う。	令和2年 10月5日(月) ～10月15日(木)	東京文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所、 文化財活用センター	文化財活用センター 保存担当
	30名程度					
【中止】 国際研修「紙の保存と修復」	紙の保存と修復を担当する海外の学芸員及び保存担当者	紙文化財の保存修復に関する基礎的な材料学、史的な講義、装こう修理技術についての講義及び実習を行う。	—	—	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所	文化遺産国際協力センター
	10名程度					
文化財担当者研修	地方公共団体の文化財担当職員若しくはこれに準ずる者	文化財保護行政に必要な専門的知識と技術について研修を行う。	年間を通し、3日間～9日間の研修を10課程開催予定※ (課程ごとにそれぞれ異なる。) ※15課程開催予定のうち5課程中止決定のため	奈良文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	総務課
	各課程10名まで					